

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会次第

日 時：令和4年10月20日（木）

午前10時

場 所：上越市役所 401会議室

- 1 開 会

- 2 委嘱状交付

- 3 委員自己紹介

- 4 正副会長の選出

- 5 審議会委員になられた方へ制度等の説明

- 6 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

- 7 個人情報保護制度の見直しについて

- 8 その他

- 9 閉 会

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会 説明資料

令和4年10月1日

上越市総務管理部

総務管理課

内 容

- 1 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の概要
- 2 上越市情報公開制度の概要
- 3 上越市個人情報保護制度の概要
- 4 上越市会議公開制度の概要

1 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の概要

- 1 設置目的（上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例（以下「条例」という。）第1条関係）
情報公開制度、個人情報保護制度及び審議会等の会議の公開制度の運営等について幅広く市民の意見を求めるため
- 2 所掌事項（条例第2条関係）
 - (1) 次の制度の公正かつ円滑な運営及びそれらの改善について、市長の諮問に応じて審議すること。
 - ア 上越市情報公開条例に基づく情報公開制度
 - イ 上越市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度
 - ウ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例に基づく審議会等の会議の公開制度

※ 諮問…有識者又は一定機関に、意見を求めること。
審議…ある物事について詳しく調査・検討し、そのものよしあしなどを決めること。
 - (2) 上越市個人情報保護条例の規定による市（実施機関）の諮問に応じて審議すること。

※ 諮問事項

 - ・要配慮個人情報の収集（個人情報保護条例第6条第2項関係）
 - ・個人情報の収集（個人情報保護条例第7条関係）
 - ・保有個人情報の目的外利用及び外部提供（個人情報保護条例第10条関係）
 - ・コンピュータ結合（個人情報保護条例第11条関係）
 - ・死者の保有個人情報の開示請求権者（個人情報保護条例第12条第2項関係）
 - ・個人情報取扱業務委託（個人情報保護条例第22条第1項関係）
 - ・指定管理者の指定（個人情報保護条例第22条第2項関係）
 - (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づく特定個人情報保護評価について、市の機関の諮問に応じて審議すること。
 - (4) 審議会は、(1)から(3)までに掲げる事項を所掌するほか、制度の運営等について、市長に対して建議（意見の申立て）を行うことができる。
- 3 組織及び委員の任期（条例第3条、第4条関係）
 - (1) 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人の委員をもって組織する。
 - ア 学識経験者
 - イ 公募に応じた市民
 - ウ その他市長が必要と認める者
 - (2) 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 守秘義務（条例第5条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議の運営（上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会規則（以下「規則」という。）第3条―第5条関係）

- (1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 審議会は、審議に必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
- (5) 審議会の庶務は、総務管理課において処理する。

6 審議の内容

- (1) 上越市情報公開条例、上越市個人情報保護条例及び上越市審議会等の会議の公開に関する条例の運用及び改正等について（2(1)関係）
- (2) 上越市個人情報保護条例の規定による市における個人情報の取扱いについて（2(2)関係）
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づく特定個人情報保護評価について（2(3)関係）

2 上越市情報公開制度の概要

1 目的（上越市情報公開条例（以下「条例」という。）第1条関係）

上越市自治基本条例の規定に基づき、市の保有する情報を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 請求することができる方（条例第5条関係）

- ・ 市内に住所がある人
- ・ 市内に事務所や事業所がある法人・団体
- ・ 市内の事務所や事業所に勤務している人
- ・ 市内の学校に在学している人
- ・ 市の行う事務事業に利害関係のある人や団体

※ 上記以外の方に対しても、情報の公開に努めるものとする。

3 請求の対象となる文書（公文書）（条例第2条関係）

市（実施機関）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、図画、磁気テープやマイクロフィルムなどで、市で管理しているもの

4 対象となる実施機関（条例第2条関係）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

5 公開できない情報（条例第6条関係）

(1) 法令秘情報（第1号）

国勢調査の調査票など法令等で非公開とされている情報

(2) 個人情報（第2号）

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、情報の公開をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

(3) 法人等情報（第3号）

生産、技術、営業、経理などの情報で、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報

(4) 意思形成過程情報（第4号）

未成熟な情報で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報

(5) 行政運営情報（第5号）

立入り、検査、監査等の計画並びに契約の予定価格並びに試験の問題及び採点基準など公開することにより、市の事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる情報

(6) 国等との協力関係情報（第6号）

国等からの依頼に基づく調査の結果など、公開することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうおそれのある情報

(7) 安全秩序維持情報（第7号）

生命、身体、財産の保護や犯罪の予防などに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

6 第三者保護（条例第12条関係）

情報公開の請求があった場合で、公開の請求の対象となる公文書に請求者以外の第三者の情報が記載されているときは、その第三者の権利を保護するため、意見を聴く手続が設けられている。

3 上越市個人情報保護制度の概要

1 目的（上越市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第1条関係）

上越市自治基本条例の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な市政運営の実現を図り、もって市民の基本的人権である個人の尊厳を確保することを目的とする。

2 個人情報とは（条例第2条関係）

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

※ 個人識別符号

- ・特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号（DNA、顔の配置・容貌、目の虹彩、歩行の際の姿勢、静脈、指紋等）
- ・他の者と異なるものとなるように個人に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号（パスポートの番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー、国民健康保険被保険者証の番号等）

3 個人情報の取扱いの原則

(1) 適正な収集（条例第6条関係）

市は、個人情報を収集するときは、業務の遂行に必要かつ最低限の範囲内で行わなければならない。

また、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の取扱いに特に配慮を要する個人情報）を収集してはならない。収集するときは、法令等に定めがない限り、第三者機関である上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を受けなければならない。

(2) 収集の手続（条例第7条関係）

個人情報を収集・変更するときは、審議会に諮問し、答申に基づき行い、個人情報業務登録票に登録しなければならない。

個人情報業務登録票に登録した業務を廃止したときは、審議会に報告しなければならない。

(3) 収集の制限（条例第8条関係）

次のいずれかに該当するときは、個人情報を収集するときは、収集の目的等を明示し、本人（その代理人を含む。）から直接収集しなければならない。

- ・法令等に定めがあるとき。
- ・本人の同意があるとき。
- ・出版、報道等により公知のものであるとき。
- ・人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ・市の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(4) 適正な管理（条例第9条関係）

ア 市が保有する個人情報 を適正に管理するため、個人情報保護管理者（各課の課長等）を定めるとともに、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- ・個人情報を正確かつ最新なものとする。

イ 個人情報の保管の必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

ウ 市（実施機関）の職員又は実施機関の職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

※ 実施機関…市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

(5) 利用及び提供の制限（条例第10条関係）

ア 法令等に定めがあるとき、本人の同意があるとき若しくは本人に提供するとき又は公益上必要があると認められるときを除き、市が保有する個人情報について、個人情報業務登録票に登録した収集の目的以外の目的への利用（目的外利用）及び市以外への提供（外部提供）を行ってはならない。

※ 公益上必要があると認められるとき。

- ・実施機関が所掌する業務の遂行に必要な限度で目的外利用を行う場合であって、当該目的外利用について相当な理由のあるとき。
- ・国、地方公共団体等に外部提供をする場合において、当該外部提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該外部提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために外部提供をするとき、本人以外の者に外部提供をすることが明らかに本人の利益になるとき、その他外部提供をすることについて特別の理由のあるとき。

イ 目的外利用又は外部提供をするときは、審議会に諮問し、その答申に基づき行い、登録票に登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

ウ 人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及びその答申を経ることなく目的外利用又は外部提供を行うことができる。この場合において、市は、速やかに、審議会に報告しなければならない。

4 自己情報のコントロール権

(1) 開示請求権（第12条関係）

自己に関する保有個人情報（自己情報）の閲覧及び写しの交付（開示）を請求する権利

ア 死者の保有個人情報については、次に掲げる者に限り、実施機関に対し、開示を請求することができる。

- ・当該死者の死亡当時における法定代理人
- ・当該死者の法定相続人
- ・実施機関が審議会の意見を聴いた上で認める者

イ 次に掲げる情報は、開示できない。

- ・法令秘情報
- ・本人不利益情報
- ・他人の個人情報
- ・法人等情報
- ・安全秩序維持情報
- ・審議検討情報
- ・事務事業情報

ウ 次に掲げる情報は、開示しないことができる。

- ・個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する保有個人情報で、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの

エ 開示の請求があった保有個人情報に請求者以外の第三者の情報が含まれているときは、その第三者の権利を保護するため、意見を聴く手続が設けられている。

(2) 訂正請求権（条例第13条関係）

自己情報について事実との相違があるときに市に対し、訂正を請求する権利

(3) 削除請求権（条例第14条関係）

自己情報が規定に反して収集されている又は保管されているときに市に対し、削除を請求する権利

(4) 目的外利用等中止請求権（条例第15条関係）

自己情報が規定に反して利用若しくは提供され、又はされようとしているときに、市に対し、目的外利用又は外部提供の中止を請求する権利

5 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の取扱い

(1) 利用、提供等の制限（条例第10条の2、第10条の3、第15条の2関係）

提供、収集・保管は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定される。

(2) 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

市では、この特定個人情報保護評価の宣言に先立ち、第三者点検として審議会に諮問する。

※ 特定個人情報ファイル…個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

6 罰 則（条例第30条―第35条関係）

対象者	対象情報	行 為	量 刑
・市の職員（職員であった者） ・受託業務等に従事している者（従事していた者）	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル	正当な理由がないのに、提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

同上	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
・市の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、職務以外の目的で収集したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 受託業務等の従事者が上記の違反行為を行った場合は、その事業主としての選任・監督責任を問う趣旨から、法人等に同様の罰金刑を科す。

※ 個人情報ファイル… 市が保有する個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

※ その他、偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対して、5万円以下の過料を科す。

上越市個人情報保護条例における 個人情報の取扱いの原則

【誰から収集するのか】

- 本人
- 本人以外
・第三者

【本人以外の場合の収集の根拠】

- ・法令等に定めがある場合
- ・本人の同意
- ・出版、報道等により公知
- ・人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ・業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合

個人情報収集の業務登録

- ・法令等に定めがある場合
- ・本人の同意又は本人への提供
- ・公益上必要があると認められる場合

目的外利用

市役所の中で、他の目的に
利用する場合

外部提供

市役所以外の外部へ個人情
報を提供する場合

コンピュータ結合

市役所以外の外部と専用回
線で個人情報を取り扱うコ
ンピュータを結ぶ場合

これら全てに上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問又は報告が必要

個人情報の凡例

次の表の(1)から(10)までに掲げる項目を固定とし、該当しない場合に(11)その他に登載する。
この表に掲げる情報には、それぞれの情報に係る発生、異動（変更）及び廃止（消滅）の日付、時刻及び期間を含むこととする。

大分類	小分類
(1) 基礎情報	1 氏名（通称、呼称、ペンネーム、商号を含む。） 2 性別 3 居住区域（地域自治区名、町内会名を含む。） 4 住所（居所を含む。） 5 本籍 6 生年月日（年齢を含む。ただし、年齢のみの場合は年齢と表記） 7 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5号に規定する個人番号をいう。） 8 電話番号（FAX番号、携帯電話番号を含む。） 9 メールアドレス（携帯電話のメールアドレスを含む。） 10 容姿（人相、体型、服装、眼の色、毛髪の色を含む。） 11 ○○番号（運転免許証、パスポート、学生証その他の身分証明書に記載される識別番号で、実施機関が付番するもの（7の個人番号を除く。）を含み、(8)に掲げる情報の識別番号を除く。） 12 印影
(2) 戸籍・身分	1 人種 2 出身（出身地、出身国、出身地域を含む。） 3 国籍 4 続柄 5 人的関係（親族、血縁、扶養関係を含む。） 6 婚姻（離婚及びこれらの状況を含む。） 7 出生（出生の状況を含む。） 8 死亡（死亡の状況を含む。） 9 後見情報（後見、補佐、補助の有無その他後見等の状況を含む。） 10 在留資格
(3) 経歴	1 学校名（在籍する学校及び保育園の名称、学年、学級、学籍番号を含む。） 2 学歴 3 学内活動（学校の部活動、クラブ活動その他学課以外の活動状況を含む。） 4 職種（業種、業務内容を含む。） 5 職歴（就職、現在の職業、退職の状況を含む。）

	<ul style="list-style-type: none"> 6 勤務先（所属を含む。ただし、所属のみの場合は所属と表記） 7 役職（階級を含む。） 8 勤務状況（担当地域、年次有給休暇の取得状況、就労時間、雇用期間などの勤務条件を含む。） 9 賞罰 10 犯歴（刑罰の有無を含む。）
(4) 心身	<ul style="list-style-type: none"> 1 血液型 2 健康状態（健康診断結果、検診結果を含む。） 3 身体機能（歩行、起座など日常動作、自立度、視力、聴力、言語機能、寝たきり・虚弱・認知症の程度その他の身体機能の情報を含む。） 4 精神状態 5 傷病情報（名称、症状を含む。） 6 診療情報（医師名、診療機関名、診療（処方）内容、医師の所見、診療期間、施術内容、検査結果、診療点数、服用状況、訪問指導の結果を含む。） 7 発達状況（妊娠を含む。） 8 体格（身長、体重、胸囲、胴囲等を含む。） 9 性格（気質を含む。） 10 身体特性（身体的な特徴をいい、(1)10の容姿を含まない。）
(5) 能力・成績・資格	<ul style="list-style-type: none"> 1 学業成績 2 勤務成績 3 試験成績 4 評価 5 功績 6 資格 7 技術（修了した技術をいう。） 8 特技 9 専門
(6) 思想・信条等	<ul style="list-style-type: none"> 1 思想 2 信条 3 主義 4 支持政党 5 信教 6 体験 7 理由又は目的 8 感想 9 意見（問合せ、苦情、要望を含む。） 10 相談内容 11 決定内容（実施機関が決定、選定した理由、意見、回答をいう。）

<p>(7) 財産・収入等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 収入情報（所得及び所得区分を含む。） 2 支出情報（個人が支出する場合をいう。） 3 収納情報（市へ納付する金額及び内容をいう。） 4 与信情報 5 金融機関情報（銀行名、支店名、名義、口座番号を含む。） 6 印影（登録された印鑑の印影を含む。） 7 土地情報（地番、地目、地積、大字コード、図面、外観の情報を含む。） 8 建物情報（所在地、家屋番号、面積、用途、構造、性能、間取り、住環境、図面、外観の情報を含む。） 9 車両情報（車種、型式、車両番号、車体番号、損害賠償保険、任意保険の情報を含む。） 10 資産情報（土地、建物及び車両以外の資産の所在地、種類、面積、延長、幅員、用途、構造、能力、規格、数量、図面並びに外観写真の情報を含む。） 11 法的権利（所有権（持分）、担保物権、賃借権、相続関係、代理関係など法的権利関係を含む。） 12 施工情報（設計書、図面を含む。） 13 財産価額 14 課税標準額 15 賦課情報（課税・非課税の区分、賦課額、徴収額、減免額、控除の内容その他の市税、分担金、使用料、手数料等の賦課情報を含む。） 16 債務情報（破産、民事再生の状況その他の債務の状況を含む。） 17 滞納情報（差押え、滞納処分、不納欠損の状況その他の滞納の状況を含む。）
<p>(8) 社会保障</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険情報（種類、識別番号、給付内容その他の加入及び利用の状況を含む。） 2 雇用保険情報（種類、識別番号、給付内容その他の加入及び利用の状況を含む。） 3 生活保護情報（種類、支給内容その他の措置状況を含む。） 4 介護保険情報（介護認定の有無、識別番号、要介護度その他の認定及び利用の状況を含む。） 5 心身障害情報（身体・知的・精神に係る障害の有無、種類、識別番号、等級その他の措置、委託及び利用の状況を含む。） 6 年金情報（種類、識別番号、給付内容その他の加入情報を含む。）
<p>(9) 家庭</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活習慣 2 家族構成（単身世帯、高齢者世帯、同居・別居の別を含む。） 3 生活状況（生活の様子、暮らし向きを含む。） 4 DV被害状況

	<p>5 虐待状況</p> <p>6 被害情報（災害、事件及び事故の被害、避難場所、その他の被害状況を含む。）</p> <p>7 使用量（電気、ガス、水道、下水道の使用量、し尿の排出量を含む。）</p>
(10) 活動	<p>1 趣味</p> <p>2 嗜好</p> <p>3 加入団体（(1)3の居住区域の町内会名を除く。）</p> <p>4 活動内容（自らの活動、行事・市民活動への参加状況を含む。）</p>
(11) その他	<p>上記(1)から(10)までに該当しない情報について、登載すること。</p> <p>市のホームページ等で公表されている様式がある場合など</p> <p>〇〇条例（規則、要綱）に定める△△申請書や契約書に係る請求、申請、届出、報告及び回答の内容</p>

H27.11.25 改定

4 上越市会議公開制度の概要

1 目的

上越市自治基本条例の規定に基づき、審議会等の会議を公開し、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民との情報共有を図り、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 公開の対象となる会議（審議会等）

次のいずれにも該当する会議

- ・ 市（実施機関）の事務や事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等により組織される会議
- ・ 市に設置された審議、審査、調査、調停等を行う審議会、審査会等

3 対象となる実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局、議会

4 会議の原則公開

会議は原則公開とする。

5 非公開の会議

不服申立て、苦情の申立て、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。

6 非公開とすることができる会議

会議の内容が次の事項のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 法令秘事項

法令等で非公開とされている事項

(2) 個人事項

個人に関する事項で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある事項

(3) 法人等事項

生産、技術、営業、経理などの事項で、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項

(4) 意思形成過程事項

未成熟な事項で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある事項

(5) 行政運営事項

立入り、検査、監査等の計画並びに契約の予定価格並びに試験の問題及び採点基準など公開することにより、市の事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる事項

(6) 国等との協力関係事項

国等からの依頼に基づく調査の結果など、公開することにより、国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうおそれのある事項

(7) 安全秩序維持事項

生命、身体、財産の保護や犯罪の予防などに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある事項

7 会議開催の事前公表

会議開催日の1週間前までに会議の名称、日時、場所、議題、公開の可否その他の会議の開催に関し必要な事項を市のホームページへの掲載等により公表しなければならない。(緊急に会議を開催するときを除く。)

8 会議の傍聴

- ・ 誰でも、審議会等が公開する会議を傍聴することができる。
- ・ 市は、会議の開催場所における収容人員等を勘案して、傍聴することができる定員を定めるものとし、定員を超えるときは、先着順とするものとする。

9 会議録の作成及び写しの閲覧

- ・ 市は、会議の終了後速やかに当該会議の会議録を作成しなければならない。
- ・ 市は、会議録(非公開とされた事項が記録されている部分を除く。)の写しを閲覧に供しなければならない。
- ・ 会議開催後、おおむね1か月後から会議録を市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

情報公開制度・個人情報保護制度等に関する取組状況

【事業の目的】

市民の知る権利を保障する情報公開制度や会議公開制度の運用を通じて、市民との情報の共有化を進めるとともに、個人情報の適正な管理を行うことにより、市政運営に対する信頼を確保する。

【令和3年度の取組】

■情報公開制度、会議公開制度、個人情報の取扱い等に関する研修の実施

- ・係長級職員研修（1回）
- ・新規採用職員研修（1回）
- ・情報公開制度等に関する研修会（2回）
- ・公文書管理研修会（1回）

■情報公開・個人情報保護制度等審議会

- ・会議 4回
- ・個人情報取扱業務に係る諮問等についての審議（総計267件）

種別	新規登録	変更	廃止	合計
業務登録	11件	32件	7件	50件
目的外利用	46件	6件	0件	52件
外部提供	22件	11件	0件	33件
業務委託	18件	42件	46件	106件
コンピュータ結合	0件	2件	0件	2件
指定管理者の指定	0件	22件	2件	24件

- ・特定個人情報保護評価に係る諮問等についての審議 14件

【これまでの経過】

- ・情報公開の状況

年度	請求者の人数	請求件数	決定等の内訳			
			公開	部分公開	非公開	時限非公開
令和元	90人	176件	159件	11件	6件	0件
令和2	97人	170件	145件	20件	5件	0件
令和3	112人	200件	170件	24件	6件	0件

- ・自己情報開示等の状況

年度	請求者の人数	請求件数	決定等の内訳					
			開示	部分開示	非開示	削除	却下	訂正
令和元	83人	84件	60件	19件	5件	0件	0件	0件
令和2	72人	78件	56件	16件	6件	0件	0件	0件
令和3	66人	66件	47件	17件	2件	0件	0件	0件

- ・会議公開の状況

年度	開催届出件数	公開状況			傍聴人数
		公開	部分公開	非公開	
令和元	399件	332件	26件	41件	334人
令和2	414件	362件	18件	34件	439人
令和3	461件	387件	31件	43件	530人

上総第 35490 号
令和 4 年 10 月 20 日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会会長

上越市長 中川 幹 太

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務について

- (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務(共通)【業務登録】
- (2) 個人住民税賦課業務(税務課)【目的外利用登録】
- (3) 生活保護業務(福祉課)【目的外利用登録】
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務(令和 3 年度及び 4 年度非課税世帯への臨時特別給付金事業)(共通(福祉課))【目的外利用登録】
- (5) 特別定額給付金給付事務(総務管理課)【目的外利用登録】
- (6) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務(電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務)【業務委託登録】

【電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務の業務登録等について】

電力・ガス・食料品等の価格高騰対策として、生活者や事業者等への支援の実施に当たり必要な業務登録をするもの。

また、国から、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、迅速に給付金を支給する方針が示されたことから、当該給付金業務の実施に当たり、申請書の発送等について、市が把握している情報を使用することで、本人からの申請を簡略化し、速やかな給付を行うため、必要な目的外利用登録、業務委託登録を行うもの

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務の概要について

1 業務の名称 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活者や事業者等に対する支援を行うため

(2) 業務内容

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活者や事業者等に対する支援を行う。

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、学歴、職種、勤務先、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、入所措置情報、養育費、児童手当情報、児童扶養手当情報、監護の有無、児童福祉施設等の入所状況、暴力団情報など給付金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人確認情報

4 収集の方法

- ・本人又は本人同意による収集
- ・税務課、福祉課、総務管理課、新潟県、他市町村からの提供
- ・住民基本台帳からの抽出
- ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に基づく収集

5 収集開始日

令和4年9月30日

個人住民税賦課業務の目的外利用について

1 業務の名称 個人住民税賦課業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

個人住民税を賦課するため

(2) 業務内容

個人住民税を賦課する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、人的関係、収入情報、賦課情報

4 利用又は提供できる理由

家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、迅速かつ的確に給付金を支給する当たり公益上の必要があるため

5 利用又は提供する方法

電子データ

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務）

(2) 業務の概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する。

【対象世帯】

- ① 基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯（世帯全員が、住民税を課税されている人に扶養されている場合は対象外）
- ② ①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

7 利用期日又は提供開始日

令和4年9月30日

生活保護業務の目的外利用について

1 業務の名称 生活保護業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。

(2) 業務内容

生活保護制度の運用・実施

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、生活保護情報

4 利用又は提供できる理由

家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、迅速かつ的確に給付金を支給する当たり公益上の必要があるため

5 利用又は提供する方法

電子データ

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務）

(2) 業務の概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する。

【対象世帯】

- ① 基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯（世帯全員が、住民税を課税されている人に扶養されている場合は対象外）
- ② ①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

7 利用期日又は提供開始日

令和4年9月30日

新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務
(令和3年度及び4年度非課税世帯への臨時特別給付金事業)の目的外利用について

- 1 業務の名称 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務
(令和3年度及び4年度非課税世帯への臨時特別給付金事業)
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者等への緊急経済対策のため、給付金等を交付する。
 - (2) 業務内容
新型コロナウイルス感染症に対応した市民の生活支援のため給付金等を支給する業務
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、生年月日、続柄、金融機関情報
- 4 利用又は提供できる理由
家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、迅速かつ的確に給付金を支給する当たり公益上の必要があるため
- 5 利用又は提供する方法
電子データ
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務(電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務)
 - (2) 業務の概要
電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する。
【対象世帯】
 - ① 基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯(世帯全員が、住民税を課税されている人に扶養されている場合は対象外)
 - ② ①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- 7 利用期日又は提供開始日
令和4年9月30日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 総務管理課

業務の名称	特別定額給付金給付事務	
利用又は提供する目的	<p>電力・ガス・食料品等価格高騰対策の一環として実施する「電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金」の給付を早期に実施できるよう、令和2年度に支給した特別定額給付金振込口座等の情報を利用するもの</p> <p>(根拠法令：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律)</p>	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、続柄、金融機関情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	共通（福祉課）
	業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務）
利用又は提供する期間	令和4年9月30日から業務終了の日まで	

特別定額給付金給付事務の目的外利用について

1 業務の名称 特別定額給付金給付事務

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急経済対策の一環として、基準日において本市に住所がある世帯主に対し、特別定額給付金を給付する。

(2) 業務内容

基準日（令和2年4月27日）において、当市の住民基本台帳に記録されている人に対して、申請書様式を発送するとともに、受給資格の有無を審査し、支給対象者1人につき10万円を給付する。

3 利用又は提供する個人情報項目

住所、氏名、生年月日、続柄、金融機関情報

4 利用又は提供できる理由

家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、迅速かつ的確に給付金を支給する当たり公益上の必要があるため

5 利用又は提供する方法

電子データ

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務）

(2) 業務の概要

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する。

【対象世帯】

- ① 基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯（世帯全員が、住民税を課税されている人に扶養されている場合は対象外）
- ② ①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

7 利用期日又は提供開始日

令和4年9月30日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 福祉課

委託する業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務 (電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務)
委託する相手先	受託業者
委託する理由	給付金の速やかな支給実現及び業務効率化を図るため
委託する期間	令和4年9月30日から業務終了の日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、賦課情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況
個人情報の提供方法	電子データ
個人情報保護に係る委託条件	受託者は、上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や業務上情報共有が必要な関係機関以外の第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 など

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務

(電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務) の概要について

- 1 業務の名称 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務
(電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金支給業務)

2 業務の概要

(1) 実施目的

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対する支援を行う。

(2) 業務内容

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給する。

【対象世帯】

- ① 基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯(世帯全員が、住民税を課税されている人に扶養されている場合は対象外)
- ② ①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、金融機関情報、賦課情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況

4 委託する期間

令和4年9月30日から業務終了の日まで

5 個人情報の提供方法

電子データ

上越市議会からの上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問について

1 趣旨

- 今後発議し、令和5年施行予定の「上越市議会個人情報の保護に関する条例」において、上越市議会（議長）は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮問を行うことができる旨の規定を置きたいと考えており、説明を行うもの

2 背景

- 令和5年度から施行される「個人情報の保護に関する法律」においては、地方公共団体も国が定める全国共通ルールが直接適用されることになるが、議会が除かれる。
- このため、本市議会においても個人情報保護制度を設けるため、準備を進めてきた。
- 上越市議会においては、法律と同内容になるよう、制度設計を行っている。
- 法律に定める「地方公共団体に置く審議会等への諮問」の規定に基づき諮問を予定する市長等の執行機関と同様に、審議会へ諮問するため、規定を置くものである。

3 規定案と法律の条文との比較

上越市議会個人情報の保護に関する条例案	個人情報の保護に関する法律
（審議会への諮問） 第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例（平成8年上越市条例第4号）第1条の規定により置く上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮問することができる。	（地方公共団体に置く審議会等への諮問） 第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

4 想定される諮問事項等

- 国のガイドラインは、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととしており、議長からの諮問事項としては、議会の定める個人情報保護制度の運用・取扱い上の確認が想定される。

【案】

上越市議会個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、上越市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第

2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事してい

る派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ガス水道局若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、そ

の他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

第 3 8 条 第 1 項 第 2 号	第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 2 項	番号 利用 法 第 1 9 条
---------------------	-------------------------	-----------------

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 1 3 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 1 4 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 1 5 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 4 9 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 4 1 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める規定する基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に
関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただ

し、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に

該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料)

第30条 議長に対し開示請求をする者は、次の表に掲げる開示の方法の区分に応じ、同表に定める額の手数料を納めなければならない。ただし、写しの作成及び交付に特別の経費を要するとき並びに写しの送付に経費を要するときは、その実費額とする。

開示の方法		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき30円

備考

- 1 写しの交付は、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用を算定する。
 - 2 写しの交付は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めるときは、無料とすることができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止

請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(行政不服審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項の規定により置く上越市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例（平成8年上越市条例第4号）第1条の規定により置く上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工

情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上総第 35491 号
令和 4 年 10 月 20 日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会会長

上越市長 中 川 幹 太

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の条例の制定及び一部改正について諮問します。

記

- 1 上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
- 2 上越市情報公開条例の一部改正
- 3 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正

上越市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第20条第2項の規定に基づき、実施機関における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びガス水道局をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、写しの作成及び交付に特別の経費を要するとき並びに写しの送付に経費を要するときは、その実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、無料とすることができる。

(上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止する場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定める場合
- (3) その他個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、実施機関における法第5章第4節に定める保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等並びに当該決定等に係る審査請求の状況について公表しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上越市個人情報保護条例の廃止)

- 2 上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号）は、廃止する。
（上越市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の上越市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第9号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第12条から第15条の2までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等中止並びに保有特定個人情報の利用中止等については、なお従前の例による。
- 5 第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 施行日前において法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である旧条例第2条第13号に規定する受託業者等（以下「受託業者等」という。）の代表者又は受託業者等の代理人、使用人その他の従業員が、その受託業務等に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託業者等に対しても、これらの項の罰金刑を科する。
- 8 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 9 第5項から前項までの規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき30円

備考

- 1 写しの交付は、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用を算定する。
- 2 写しの交付は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(上越市自治基本条例の一部改正)

第1条 略

(上越市情報公開条例の一部改正)

第2条 上越市情報公開条例(平成8年上越市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「14日」を「30日」に改める。

第14条を次のように改める。

(手数料)

第14条 公文書の公開を受ける者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

ただし、写しの作成及び交付に特別の経費を要するとき並びに写しの送付に経費を要するときは、その実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、無料とすることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第14条関係)

区分		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき30円

備考

- 1 写しの交付は、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用を算定する。
- 2 写しの交付は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

(上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正)

第3条 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例(平成8年上越市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中イを削り、ウをイとし、同項第2号中「上越市個人情報保護条例」を「上越市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年上越市条例第〇〇号)第4条」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 上越市議会個人情報の保護に関する条例(令和4年上越市条例第**号)第50条の

規定による市議会の諮問に応じて審議すること。

第3条中「9人」の次に「以内」を加える。

(上越市都市公園条例等の一部改正)

第4条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行日前に上越市情報公開条例第10条の規定による請求がされた場合における第2条の規定による改正前の上越市情報公開条例第11条の規定による公開請求に対する決定等については、なお従前の例による。

第2条の規定による上越市情報公開条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前											
<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第11条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求を受理した日から起算して<u>30日</u>以内に、当該情報の全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨(第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。)の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第14条 公文書の公開を受ける者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、写しの作成及び交付に<u>特別の経費を要するとき並びに写しの送付に経費を要するときは、その実費額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、無料とすることができる。</u></p>	<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第11条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求を受理した日から起算して<u>14日</u>以内に、当該情報の全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨(第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。)の決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: center;">(費用負担)</p> <p>第14条 <u>情報の公開に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>2 <u>公文書(その複製を含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>											
<p>別表(第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">閲覧</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">写しの交付</td> <td style="text-align: center;">白黒</td> <td style="text-align: center;">1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カラー</td> <td style="text-align: center;">1枚につき30円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 写しの交付は、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用を算定する。</p> <p>2 写しの交付は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。</p>	区分		手数料の額	閲覧		無料	写しの交付	白黒	1枚につき10円	カラー	1枚につき30円	
区分		手数料の額										
閲覧		無料										
写しの交付	白黒	1枚につき10円										
	カラー	1枚につき30円										
(追加)												

第3条の規定による上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）に基づく情報公開制度</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>イ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例（平成16年上越市条例第1号）に基づく審議会等の会議の公開制度</p> <p>(2) <u>上越市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上越市条例第〇〇号）第4条の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 上越市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年上越市条例第**号）第50条の規定による市議会の諮問に応じて審議すること。</u> (追加)</p> <p>2 略</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人<u>以内</u>の委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）に基づく情報公開制度</p> <p><u>イ 上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号）に基づく個人情報保護制度</u></p> <p>ウ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例（平成16年上越市条例第1号）に基づく審議会等の会議の公開制度</p> <p>(2) <u>上越市個人情報保護条例</u></p> <p>_____の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人_____の委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>